

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ネパール国農業金融にかかる情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00721

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月24日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国農業金融にかかる情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年2月 ～ 2024年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月30日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年12月7日 12時
3	質問への回答 11月30日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年12月5日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2022年12月12日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年12月16日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年1月10日 15時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件では、特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4.(3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.(3)の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
 - ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者決定の方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札

システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国農業金融に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ネパールの農業セクターは、全人口の約3分の2が従事し、GDPの約3割を占める基幹産業である¹ものの、農業生産の約6割は自給自足であり商業化されておらず²、付加価値が低い作物や家畜の一次生産に限定されており、農業生産性、農産物の多様化や高付加価値化を図る必要がある³。

かかる状況のもと、ネパール政府は、「農業開発政策：農業開発戦略（ADS）（2015-2035）」を策定し、「生産性の向上」、「商業化農業の推進」などを含む4つの柱を重点分野として掲げた戦略に取り組むこととしている。

農業分野における生産性向上、高付加価値化の有効な手段としては、生産性の高い種子や肥料、農業機材の活用などが挙げられるが、農家や農業関連企業の金融へのアクセスは限定的であり、農業資機材の追加投入が困難な状況にある。ネパールでは、正式な金融機関は、商業銀行、開発銀行、金融会社、およびマイクロファイナンス機関（以下「MFIs」と言う。）に分類される。政府は、商業銀行におけるポートフォリオの10%を農業セクターとする法律を制定し達成されているが、貸付先は主に都市部と大企業に集中しており、銀行セクター全体の零細・中小企業への融資額は全体の約25%と限定的であり、小規模農家が大半を占める農業分野での金融包摂の実現には多くの課題がある。

農業分野での金融包摂の実現にあたって、遠隔地である地方の中小企業に対し少額の融資を行うコストが高いことから、商業銀行及び開発銀行は地方企業に資金を提供することに消極的であること等が阻害要因として挙げられる⁴。加えて、地方企業への融資に必要なリスク評価能力等のノウハウを有する銀行の数が限られていること、及び地方企業が有効な担保を確保することが難しいこと等が挙げられる⁵。商業銀行及び開発銀行のほか、ネパールでは、MFIsが、農村地域の500万人を超え

¹ ネパール財務省Economic Survey 2018/2019

² DHS 2016

³ JCAP2020

⁴ Eight ways to grow Nepal's agricultural sector (ILO 2019)

⁵ Rural Enterprise Financing Project (ADB 2019)

る貧困層および低所得層の顧客にサービスを提供しているが、MFIsは資産規模が小さく、農村部でのノウハウを有するMFIsの数が十分でないことから、農村部の企業や農家の資金需要に適切にこたえられていない。地方及び中小企業への商業銀行及び開発銀行からの融資拡大とMFIsの事業規模の拡大は、地方での金融アクセス向上のための大きな課題となっている。

また、MFIsの融資対象は家計や小商業、家内工業などへの補完的な小口融資が中心であり、作付け期・収穫期・栽培コスト等の農業生産サイクルなど、利用者側のニーズに十分に適応した金融商品を提供できていない。加えて金利が10%を超えている商品も多く、ニーズに沿った適正条件の商品提供も課題として挙げられる。

農家への資金供給において重要な役割を果たす商業銀行、開発銀行及びMFIsの農業分野における能力強化及び融資規模拡大を支援することは、当国の農業生産性・多様性の向上に大きな意義がある。本調査は、ネパールの農業分野における有償資金協力を含む支援の方向性を検討するために、農業分野における金融ニーズを確認すると共に金融機関が農業従事者への融資を行う上での課題や阻害要因を調査する。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査では、ネパールの農業金融に対する諸課題を整理し、我が国の技術や経験の活用も含め、ツーステップローンを含む農業金融のアクセスに関する包括的な支援の方向性を検討するために必要な情報収集を行うもの。調査においては、金融機関の組織体制をはじめ、審査体制や債権管理能力、財務状況などを調べると共に、農業分野における資金需要や能力強化の必要性を確認し、支援の方向性について過去の我が国の協力実績や実施中の事業との連携可能性を考慮し調査すること。

(2) 調査の範囲

本業務は、上述(1)の調査の目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するもの。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査では、近年、農業分野において融資、貯蓄、マイクロ保険、倉庫証券、リース、バリューチェーンファイナンスなどを活用したビジネスモデルの開発されている状況も踏まえ、ネパールの農業金融に対する諸課題を整理し、農業金融に係る需要面の分析、供給面の分析、需給双方から考察を行い、農業金融における資金需給ギャップを明らかにし、金融アクセスに関する包括的な支援の方向性を検討し、今後の円借款の検討資料として活用することを想定している。課題抽出、支援の優先順位、アプローチ方法等の策定については、調査の過程で随時十分に発注者と協議すること。また、本調査で検討する事項は、ネパール関係機関とも十分な協議を行い、実現可能且つ具体的な内容とすること。なお、本調査は円借款供与条件を約束するものではないことに留意し、ネパール側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認され

るとの誤解を与えないように配慮すること。

（２）調査計画及び現地渡航⁶

本調査では、農業融資における資金需給のギャップを明らかにし、農業金融の拡大・普及に際しての阻害要因及び今後の見通しに係る把握・整理・分析を行い、農業・農村開発の融資事業及び付随する技術協力プロジェクトを検討する。現地渡航は計4回とし、第一次現地調査では農業分野の政策・制度・体制面、農業金融に関わる金融機関の基本情報の情報収集及び、農家の実態把握を行うための農業経済調査に関わる基本方針をネパール側と整理する。第二次現地調査では農業経済調査を通じ、農産物及び加工製品のバリューチェーン上のボトルネックを大・中規模アグリビジネス及び中小・零細農家についてそれぞれ整理・分析し、需給の面から支援案を検討し、第二次国内作業にて発注者と協議し支援案の内容を整理する。第三次現地調査では融資スキームや条件を含む支援案の具体的内容を先方関係機関と協議する。第三次国内作業では、先方関係機関との協議結果を踏まえ支援案をとりまとめ、第四次現地調査にてドラフトファイナルレポートに係る先方関係機関との協議を主要な活動と想定している。なお、発注者も現地調査に同行する可能性があるため、現地調査の日程検討時には発注者と受注者の間でよく協議することを想定している。

（３）農業経済調査に関して

農産物及び加工製品のバリューチェーン上のボトルネックを大・中規模アグリビジネス及び中小・零細農家についてそれぞれ整理する目的で農業経済調査を実施する。この際、中小・零細農家向けの戸別調査は現地再委託とすること、農村調査対象地域は、①タライ平野（Terai region）、②山岳地帯（Hilly region）、③ヒマラヤ山脈（Himalayan Region）の3か所で実施することを想定している。中小・零細農家を対象とした調査では、成長阻害要因を営農面積、土地所有の有無、兼業状況、ジェンダーといった観点から分析する。また、調査においては、各種、農産物及び加工製品のバリューチェーンの各工程を分析すると共に、農家の金融サービス（融資、貯蓄、保険等）の利用状況等を調査し、需要サイドのニーズを整理する。この際、高付加価値化や輸出ポテンシャルのあるアグリビジネスに関連するマーケットについても分析する。

（４）高付加価値な輸出産業⁷

「農業開発政策：農業開発戦略（ADS）（2015-2035）」に掲げられている4つの柱のうち特に「商業化農業の推進」に関して政府が注力しており、政府の取り組みを各ドナーが支援している。高付加価値な作物のバリューチェーンに関わる資金ニーズの可能性はある。アグリビジネスにかかる調査においては、上記のほか、花卉、種子、ごま、ジャムなどの加工品、ポテンシャルのある輸出産品の調査し、産業におけるボトルネックやポテンシャルを検討すること。

⁶ 調査実施方針及び渡航時期についてはプロポーザルで提案すること。

⁷ 輸出ポテンシャルが高く資金ギャップを埋めることで高付加価値化が望まれる農産物等がある場合にはプロポーザルにて提案する。

(5) 技術支援のニーズの検討

本調査実施の過程で、円借款の候補案件を検討すると共に、円借款の実施にあたり阻害要因となりうる技術的な課題や相乗効果が期待できる分野を整理し、技術協力を念頭に農業灌漑省、仲介金融機関及び農家を対象とした、技術支援のアイデアをとりまとめる。

(6) 他ドナーとの連携・協調

既にアジア開発銀行（ADB）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、世界銀行（WB）といったドナー機関がネパールにおける中小企業金融、農業金融（マイクロファイナンス含む）における支援を実施している。そのため、本調査進捗の初期段階から上記機関と密接に情報交換を行い、発注者と適宜共有の上、支援策の相乗効果について検討し、効果的な連携を図ることが求められる。

(7) 保険とレジリエンス

FCDO（旧 UKAID）などは、ネパールの農業分野における農業災害補償制度について調査し、その内容を「Feasibility Assessment for a Loan Guarantee Facility」にまとめている。金融サービスの一環として、現存する保険サービス（特に災害補償制度、家畜保険等の保険サービスの有無）、保険制度のニーズ・課題に関しても調査を行う。

(8) デジタル技術の活用

近年、デジタル技術を活用し従来の社会システムを再構築・変革するデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）が全世界で進んでいる。ネパールの農業分野においても小規模農家開発銀行（以下「SFDB」という。）や農業開発銀行（以下「ADBL」という。）などがスマートフォン向けアプリを開発し農業技術の普及などに取り組んでいる。本調査においても、既存のアプローチに囚われず、ネパールや他国の農業分野におけるDXの活用事例の調査を行い、デジタル技術を通じた金融アクセス改善や農業分野のスタートアップなどへの融資の可能性などを検討すること。

(9) 既存事業との連携（JOCV、草の根を含む）

我が国は、1980年代よりネパールの農業セクターを支援してきており、最近では、技術協力プロジェクト「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」（2020年終了）、「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（実施中）、「種子生産・供給・品質管理システム強化プロジェクト」（実施中）などを展開している。そのほか、農業分野での協力隊員の派遣などもコロナ禍以前は実施していた。これら既往案件における教訓や、これまで関りのある地域やセクターにおける相乗効果について留意して支援案を検討すること。

(10) 帰国人材との連携

日本に在留するネパール人は近年急激に増加しており、在留外国人の国籍別の順位でもネパールは第6位の約9.7万人（2021年6月末、法務省）に達している。この中には技能実習生も含まれ、ネパールに帰国する農業分野の技能実習生も一定数いることから、これら人材のネパール帰国後の起業・就労についても留意し調査すること。また、発注者は「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」を実施しており、

同事業との連携の可能性なども踏まえて支援案をとりまとめること。

(1 1) 公的資金、民間資金による充足状況

ネパールの農業分野では主にアジア開発銀行などの開発援助機関が融資事業を実施しており、さらに世界的には民間資金の参入を促進する動きがみられることから、他の支援機関や民間金融機関の実態・動向を確認し、農業金融の需給のギャップがどの程度存在するか整理すること。特に、既存の政策や金融機関のみで需給ギャップを充足しない要因を分析し、公的資金の役割を整理すること。支援策の検討にあたっては、公的資金が民間資金のクラウドファンディング・アウトの可能性に留意すると共に、併せて民間資金動員や海外投融資の可能性⁸についても検討し提案すること。

(1 2) 既存の金融商品および資金管理モニタリングの活用可能性

金融機関への調査に当たっては、当該銀行が有する既存の金融商品、優先的に推進したい金融商品や分野、融資事業を踏まえ支援案を検討すること。また、金融機関が他ドナーからの支援を受けている場合に、資金管理体制やモニタリングや監査の体制、付随する事業運営ガイドラインを調査し融資事業を検討する際に類似の方式による採用の可否を検討すること。

(1 3) 女性を取り巻く環境

ネパールでは、社会的慣習、伝統により、女性の教育、就労の機会が限定的な状況が続いている一方、多くの男性が国外で出稼ぎ労働者を行っている等の背景もあり、農業従事者全体のうち61%が女性である。本調査では、当地の文化的・社会的背景を考慮しつつ、女性農業従事者のおかれる環境に留意して調査を行い、ジェンダー主流化の観点から女性農家活躍の阻害要因等を分析する。

(1 4) 日本の知見の活用

日本の知見活用のため、農林水産省、大学等の研究機関、本邦企業等の政策・研究・事業を、ネパールの支援ニーズとのマッチングが可能か検討し、その結果を取りまとめる。

(1 5) 農業金融の過去の円借款事業に関する教訓の反映

円借款事業では、バングラデシュ国にて「小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資事業」、ミャンマー国にて「農業・農村開発ツーステップローン事業」をそれぞれ実施している。両事業では開発銀行を通じた農業向けツーステップローンを実施しており、両事業に関する過去の評価報告や分析のレビューを行い、支援策に反映することとする。

(1 6) 既存調査結果の有効活用

ネパールの農業セクターにおける現状課題について既存資料や国際機関の研究結果・データベースを活用し、農業金融の位置づけ、課題、他機関による農業金融支援の実施状況、農家への金融の現状を効率的かつ十分に把握すること。

⁸ 民間資金動員や海外投融資については、MFIへのファンド運営を実施する有望な出資対象となる銀行やNGO等の可能性に関してプロポーザルで提案すること。

第5条 調査の内容⁹

上記「第3条 調査の目的と範囲」を達成するために以下の業務を行い、上記「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

(1) 国内準備調査：2022年2月上旬

- 1) 既存の関連資料を分析検討し、本案件の内容、背景、ネパールの金融、農業・農村開発関連情報等を把握する。その上で、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、訪問先を予め整理し、質問票として取りまとめる。
- 2) 発注者と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地での調査項目方法及び現地調査工程の確認、協議を行う。
- 3) 上記をふまえてインセプションレポートを作成し、発注者に提出し、説明・協議を行う。

(2) 第一次現地調査：2023年2月下旬~2023年4月下旬

第一次現地調査では、農業分野の政策・制度・体制面、供給側である農業金融に関わる金融機関の基本情報、需要側である農家の実態を調べるための農業経済調査に関わる基本方針をネパール側と整理する。具体的な活動は以下のとおり。

1) 本調査の説明

本調査の目的および業務計画について関係機関（JICA ネパール事務所、農業省、財務省、仲介金融機関候補等）に説明する。

2) 農業分野の政策・制度・体制面、他ドナー支援の基本情報の収集

ネパール政府の農業分野における政策や制度、体制に関わる基本情報、農業省をはじめ技術普及に関連する農協などのアクターによる農業技術普及体制、農業に関する公的支援（補助金、優遇税制、譲許的融資等）の有無と必要性、他ドナーの支援状況に関連する情報を収集し、課題分析を行う。また、加えて、環境社会配慮に関連しネパール国内の法規制についても調査する。

3) 農業に関わる金融機関の基本情報収集

農業開発銀行、小規模農家開発銀行（Small Farmer Development Bank (SFDB)、Muktinath Bikas Bank Limited (MNBBL) などの銀行を対象に、金融分野の情報や他ドナーの支援状況に関連する情報を確認し、農業・農村開発の分野において現状確認及び課題分析を行い供給面での課題と優先事業を明らかにする。中央銀行、SFDB 以外に調査対象となる金融機関は、国有銀行（特殊銀行含む）、民間銀行から2行程度、MFIs から5機関程度を想定しているが、具体的な調査対象機関については発注者と事前に相談の上で調査を行うこと。なお、ADB が実施している「Rural Enterprise Financing Project」を参考事例として調査を行うこと。

4) 農業経済調査に係る調査方針の調整

第二次現地調査時に予定されている農業経済調査に関して、先方関連機関

⁹ 効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

と協議の上、対象地域の選定を行う。

5) 現地での調査結果につき、JICA ネパール事務所に報告を行う。

(3) 第一次国内作業：2023年4月下旬

- 1) 第一次現地調査の調査結果をプログレスレポートとして取りまとめ、関係者に報告する。
- 2) 第一次現地調査結果を踏まえ、農業経済調査を含めた第二次現地調査計画を検討し、発注者と協議を行う。

(4) 第二次現地調査：2023年5月上旬～7月上旬

第二次現地調査では、農業経済調査を実施し農家の実態把握を行った上で、支援案を検討する。具体的な活動は以下の通り。

1) 第一次現地調査結果の説明

第一次現地調査結果を含め、今後の調査・事業計画につき、ネパール国政府関係者と協議・意見交換を行う。

2) 農業経済調査の実施

農業経済調査を通じて農産物及び農業加工製品のバリューチェーン上の課題や問題点を大・中規模アグリビジネス及び中小・零細農家についてそれぞれ整理し需要面でのニーズを明らかとする。この際、調査対象地域¹⁰は、①タライ平野 (Terai region)、②山岳地帯 (Hilly region)、③ヒマラヤ山脈 (Himalayan Region) の3地域を対象とする。中小・零細農家については、再委託を通じた戸別調査を実施すること。また、高付加価値化や輸出ポテンシャルのある農産物及び農業加工製品について、大・中規模アグリビジネス (10社程度、例：花卉、種子なども含む) を調査すること。特に農家及びアグリビジネスの生産性拡大、高付加価値化に係る資金調達の現状、課題等については重点的に調査を実施する。

3) 農業経済調査を踏まえた技術、資金、構造面でニーズ整理

農業経済調査の結果を踏まえて、調査した各農産物、加工製品の生産拡大に関し生産から販売までのバリューチェーン上の阻害要因を整理し、阻害要因を技術、資金、構造面で整理し農業融資における資金需要と技術支援のニーズを整理する。

4) 資金調達

ネパールにおける農業金融に係る必要資金の調達状況の概要 (調達先、調達形態 (借款、グラント)、調達規模、調達コスト等) を確認する。併せて既存の政策や金融機関のみで需給ギャップを充足しない要因を分析し、公的資金の役割を整理すること。

5) 農業金融の拡大普及に際してのボトルネックの検証

上記、2) から4) での分析を踏まえ、農業金融の拡大・普及に際してのボトルネック及び今後の見通しに係る把握・整理・分析を行う。

6) 農業・農村開発融資事業及び技術協力の検討

これまでの調査を通じて明らかになった情報をもとに、具体的な円借款事

¹⁰ 効果的・効率的な調査対象地域がある場合にはプロポーザルにて提案する。

業案をサンプルとしてリストアップし、その借入主体、融資資金の利用用途、資金ニーズ、借入人の財政状況、返済可能性等の概要を整理する。また、民間資金動員や海外投融資の可能性についても併せて提案する。なお、ツーステップローンの検討に際しては、以下の点を考慮すること。

- ・ 融資対象の基準案を策定する。
- ・ 仲介金融機関候補の基準を設け、仲介金融機関に係る検討を行う。
- ・ 融資スキーム概要を検討する。

上記に加えて、各候補案件に付随して実施することで相乗効果や事業の確実性を担保する技術協力プロジェクトを念頭に置いた技術支援案もあわせてリストアップする。

- 7) 農業経済調査の結果につき、関連省庁に報告する。
- 8) 現地での調査結果につき、JICA ネパール事務所に報告を行う。

(5) 第二次国内作業：2023年7月中旬

- 1) 第二次現地調査の調査結果をインテリムレポートとして取りまとめ、関係者に報告する。
- 2) 第二次現地調査結果を踏まえ、農業経済調査を踏まえた第三次現地調査計画を検討し、発注者と協議を行い、支援案の概略をとりまとめる。

(6) 第三次現地調査：2023年7月下旬～8月中旬

第三次現地調査では整理した支援案について、実施体制、資金フローや金利条件も含め先方関係機関と協議する。具体的な活動は以下の通り。

- 1) 補足調査
上記(5)の作業結果も踏まえ、必要に応じて補足調査を行う。
- 2) 支援策の検討
これまでの調査結果を踏まえ、仲介金融機関の実施能力を踏まえた支援案の事業計画を検討する。この際、全体事業費及び融資対象額の内訳(外貨・内貨別)や、事業実施期間中における各年の目標値や資金需要についても検討する。
- 3) モニタリング体制等の検討
仲介金融機関の概要、仲介金融機関の実施能力、モニタリング体制に関して、課題を分析すること。上記で策定された事業計画に基づき、本事業のエンドユーザーに対する貸出のモニタリング体制について確認し、課題を分析し、関係機関の具体的な役割を明確化する。
- 4) コンサルティング・サービスの検討
仲介金融機関に対する本事業及びサブプロジェクト運営支援の点などから、必要となる課題を明確にした上で、コンサルティング・サービス案の検討を行う。
- 5) 環境社会配慮ガイドライン
支援案を踏まえて「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月公布)」(以下「環境社会配慮ガイドライン」という。)に基づき、同ガイドラインにそった項目を調査する。
- 6) その他の検討事項

支援案について、事業実施スケジュール、事業効果測定の運用効果指標、ネパール国における農業・農村開発金融の分野の改善や今後の発展、実施すべき政策等の観点から簡潔に提言を取りまとめる。また、エンドユーザー等に対しても資金の原資が我が国 ODA 資金であることを認知させるための方法や ODA 広報について検討を行い提言する。

7) 現地での調査結果につき、JICA ネパール事務所に報告を行う。

(7) 第三次国内作業：2023年9月上旬

- 1) 第三次現地調査の調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、関係者に報告する。
- 2) 第三次現地調査結果を踏まえ、第四次現地調査計画を検討し、発注者と協議を行う。

(8) 第四次現地調査：2023年9月中旬

- 1) ドラフトファイナルレポートにつき、ネパール国政府関係者、関連金融機関、関連ドナー等に対して報告するためにワークショップ（20人程度、会場借り上げ有）を開催する
- 2) ネパール国政府関係者からドラフトファイナルレポートにかかるコメントをとりつける。
- 3) ファイナルレポート作成に当たり、必要に応じて、追加情報データの収集を行う。

(9) 国内整理期間：2023年10月 - 12月

- 1) ドラフトファイナルレポートに対するコメント修正を取りまとめ、ファイナルレポートを作成する。
- 2) ファイナルレポートの内容につき、発注者に報告する。

第6条 報告書等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち6)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、ネパール側関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

1) 業務計画書（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文1部、電子データ（PDF形式、Word形式）

2) インセプションレポート（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：現地調査開始2週間前

部数：和文2部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) プログレスレポート (簡易製本)

記載事項：第一次現地調査の調査結果

提出時期：2023年4月下旬

部数：和文2部、英文3部、電子データ (PDF形式、Word形式)

4) インテリムレポート (簡易製本)

記載事項：第二次現地調査の調査結果

提出時期：2023年7月中を想定

部数：和文2部、英文3部、電子データ (PDF形式、Word形式)

5) ドラフトファイナルレポート (簡易製本)

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023年9月中を想定

部数：和文2部、英文3部、電子データ (PDF形式、Word形式)

6) ファイナルレポート (製本：最終成果品)

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2024年2月29日

部数：和文5部、CD-R5部、電子データ (PDF形式、Word形式)

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(2) 調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～5)簡易製本、6)は製本とする。報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、5)及び6)の各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

(3) その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付して提出。

2) 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

3) 調査業務報告書

発注者の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

4) その他

上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉

時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	調査実施方針及び渡航時期	第4条 調査実施の留意事項 (10 ページ)
2	輸出ポテンシャルが高く資金ギャップを埋めることで高付加価値化が望まれる農産物等	第4条 調査実施の留意事項 (10 ページ)
3	民間資金動員や海外投融資については、MFI へのファンド運営を実施する有望な出資対象となる銀行や NGO 等の可能性に関して	第4条 調査実施の留意事項 (12 ページ)
4	効果的・効率的な調査方法・スケジュール	第5条 調査の内容 (13 ページ)
5	効果的・効率的な調査対象地域	第5条 調査の内容 (14 ページ)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：農業分野を対象とした金融調査
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任／ツーステップローン事業計画（2号）
- 農業・農村開発金融（3号）
- 金融機関経営・財務分析（3号）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.3 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（ツーステップローン事業計画）】

- ① 類似業務経験の分野：農業分野を対象とした金融調査／ツーステップローン事業計画
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：農業・農村開発金融】

- ① 類似業務経験の分野：農業分野を対象とした金融調査
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：金融機関経営・財務分析】

- ① 類似業務経験の分野：金融機関・市場調査や財務分析、金融アクセス調査
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年2月に業務を開始し、2024年2月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。以下の業務内容の他、適当と考えられる調査・実施事項等がある場合は、プロポーザルで提案する。

- 1) 国内準備調査：2023年2月上旬
- 2) 第一次現地調査：2023年2月下旬~2023年4月下旬

第一次現地調査では、農業分野の政策・制度・体制面、供給側である農業金融に関わる金融機関の基本情報、需要側である農家の実態を調べるための農業経済調査に関わる基本方針をネパール側と整理する。

- 3) 第一次国内作業：2023年4月下旬
- 4) 第二次現地調査：2023年5月上旬~7月上旬

第二次現地調査では、農業経済調査を実施し農家の実態把握を行った上で、支援案を検討する。

- 5) 第二次国内作業：2023年7月中旬
- 6) 第三次現地調査：2023年7月下旬~8月中旬

第三次現地調査では整理した支援案について、実施体制、資金フローや金利条件も含め先方関係機関と協議する。

- 7) 第三次国内作業：2023年9月上旬
- 8) 第四次現地調査：2023年9月中旬

第四次現地調査では、ドラフトファイナルレポートにつき、ネパール国政府関係者、関連金融機関、関連ドナー等に対して報告するためにワークショップを開催する

- 9) 国内整理期間：2023年12月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19.10 人月（現地：14.00人月、国内5.10人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／ツーステップローン事業計画（2号）
- ② 民間資金動員／ブレンディド・ファイナンス
- ③ 農業・農村開発金融（3号）
- ④ 金融機関経営・財務分析（3号）
- ⑤ アグリビジネス／農業機械化/DX 調査
- ⑥ 農業農村開発／農業経済調査
- ⑦ 環境社会配慮／ジェンダー

3) 渡航回数を目途 全19回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 農業経済調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタント、機関、NGOに再委託して実施することができる。現地再委託に当たっては、「コンサルタント契約等における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、選定業者の業務遂行に関しては、現地において最適な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし

2) 公開資料

- Agriculture Sector Profile
[Agriculture-Sector-Profile.pdf \(ibn.gov.np\)](#)
- Climate-Smart Agriculture in Nepal
[CSA Profile Nepal.pdf \(worldbank.org\)](#)
- EIGHT WAYS TO GROW NEPAL'S AGRICULTURAL SECTOR
[wcms_713334.pdf \(ilo.org\)](#)
- Economic Survey 2020/2021
[1633341980_Economic Survey \(English\) 2020-21.pdf \(mof.gov.np\)](#)
- Nepal Demographic and Health Survey 2016
<https://www.dhsprogram.com/pubs/pdf/fr336/fr336.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本件では、実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）
農業経済調査（現地再委託経費）

(3) 定額計上について

定額計上を指示する費目はありません。

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【記載例：ネパール】

東京⇄ドーハ⇄カトマンズ（カタール航空）

東京⇄バンコク⇄カトマンズ（タイ航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

以上

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／ツーステップローン事業計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>農業・農村開発金融</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>金融機関経営・財務分析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	1	
エ) その他学位、資格等	3	